

国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員給与規則

令和5年3月24日
規則第115号

最終改正 令和6年3月26日規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（以下「定年前再雇用短時間勤務職員就業規則」という。）第12条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の定年前再雇用短時間勤務職員の給与に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 定年前再雇用短時間勤務職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 定年前再雇用短時間勤務職員の給与は、本給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、本給の調整額、教職調整額、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、幼児教育・看護業務等手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び職務付加手当とする。ただし、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当については、満60歳以上退職に引き続き定年前再雇用短時間勤務職員に採用された者を対象とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の計算期間)

第4条 本給及び諸手当の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第5条 本給、諸手当及び賞与の支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	支給日
本給	その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第4条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは
本給の調整額	
教職調整額	
地域手当	
広域異動手当	

通勤手当 単身赴任手当 幼児教育・看護業務等手当 義務教育等教員特別手当 職務付加手当	18日に支給する。)
特殊勤務手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当	翌月（ただし、特殊勤務手当のうち放射線取扱手当にあつては翌々月）の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは18日に支給する。）
賞与 (期末手当及び勤勉手当)	6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）

(定年前再雇用短時間勤務職員の本給)

第6条 本給月額、その者に適用される本給表の職名の別に応じ、別表第1に掲げる基準本給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 本給の調整額が支給される者の前項の本給月額の決定については、「基準本給月額」を「基準本給月額に本給の調整額を加えた額」に読み替えて適用するものとする。

(諸手当)

第7条 諸手当の支給については、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第22条、第24条、第27条、第27条の2、第29条、第30条、第31条、第31条の4、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条及び第38条の規定を準用する。この場合において、本給の調整額の職員給与規則別表第2-2調整基本額表の職務の級及び調整基本額の適用については、別表第2に掲げる職務の級及び調整基本額を当該職務の級及び調整基本額とみなして取り扱うものとし、義務教育等教員特別手当の職員給与規則第32条第2項の規定の適用については、同項中「月額は、職務の級及び号俸の別に応じて、別表第6に定める。」とあるのは「月額は、本給表及び職務の級に応じて国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員給与規則別表第3に定める額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」と読み替

えるものとする。

- 2 前項の場合において、1日の勤務が7時間45分又は1週の勤務が38時間45分内において職員の勤務時間を超えて勤務した全時間に対しては、勤務1時間当たりの給与額の100分の100を支給する。

(賞与)

第8条 期末手当及び勤勉手当を、次条に規定するほか職員給与規則に定める国立大学法人高知大学職員就業規則第3条第1項に規定する職員の例に準じて支給する。

第9条 期末手当支給割合は、100分の68.75とし、勤勉手当支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績（学長が別に定めるものは、直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況）に応じた別に定める割合とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に前項の支給割合を乗じて得た額とし、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額の範囲内の額とし、それぞれの額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額及び本給月額と本給の調整額の月額の合計額に次の表に定める職名に応じた加算割合を乗じて得た額の合計額とする。

職名	加算割合
課長補佐（定年前再雇用職員）、専門員（定年前再雇用職員）	100分の10
技術専門職員（定年前再雇用職員）、専門職員（定年前再雇用職員）、係長（定年前再雇用職員）	100分の5
主幹教諭（定年前再雇用職員）、教諭（定年前再雇用職員）、養護教諭（定年前再雇用職員）	100分の10
薬剤師（定年前再雇用職員）、診療放射線技師（定年前再雇用職員）、栄養士（定年前再雇用職員）、臨床検査技師（定年前再雇用職員）、理学療法士（定年前再雇用職員）、作業療法士（定年前再雇用職員）、言語聴覚士（定年前再雇用職員）、歯科衛生士（定年前再雇用職員）、歯科技工士（定年前再雇用職員）、臨床工学技士（定年前再雇用職員）、視能訓練士（定年前再雇用職員）、医療技術職員（定年前再雇用職員）、公認心理師（定年前再雇用職員）、臨床心理士（定年前再雇用職員）、認定遺伝カウンセラー（定年前再雇用職員）	100分の5

看護師（定年前再雇用職員）、助産師（定年前再雇用職員）、衛生管理者（定年前再雇用職員）	100分の5
---	--------

（その他）

第10条 給与の支払いその他この規則に定めのない事項については職員給与規則を準用する。

2 前項により難しい場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日規則第17号）

この規則は、令和5年6月29日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

この規則は、令和6年1月29日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第81号）

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

本給表	職名	職務の級	基準本給月額
一般職本給表（一）	課長補佐（定年前再雇用職員） 専門員（定年前再雇用職員）	4級	275,600円
	技術専門職員（定年前再雇用職員） 専門職員（定年前再雇用職員） 係長（定年前再雇用職員）	3級	256,200円
	主任（定年前再雇用職員）	2級	216,200円
	係員（定年前再雇用職員）	1級	188,700円
一般職本給表（二）	動物飼育員（定年前再雇用職員） 看護助手（定年前再雇用職員） 薬剤助手（定年前再雇用職員） 検査助手（定年前再雇用職員） エックス線助手（定年前再雇用職員） 医療機器操作（運転）員（定年前再雇用職員） 自動車運転手（定年前再雇用職員） 調理師（定年前再雇用職員） 実験助手（定年前再雇用職員） ボイラ技士（定年前再雇用職員）	1級	194,600円

	機械操作員（定年前再雇用職員） 用務員（定年前再雇用職員）		
教育職本給表（二）	主幹教諭（定年前再雇用職員）	特2級	304,000円
	教諭（定年前再雇用職員） 養護教諭（定年前再雇用職員）	2級	275,300円
教育職本給表（三）	主幹教諭（定年前再雇用職員）	特2級	299,100円
	教諭（定年前再雇用職員） 養護教諭（定年前再雇用職員）	2級	272,100円
医療職本給表（二）	薬剤師（定年前再雇用職員） 診療放射線技師（定年前再雇用職員） 栄養士（定年前再雇用職員） 臨床検査技師（定年前再雇用職員） 理学療法士（定年前再雇用職員） 作業療法士（定年前再雇用職員） 言語聴覚士（定年前再雇用職員） 歯科衛生士（定年前再雇用職員） 歯科技工士（定年前再雇用職員） 臨床工学技士（定年前再雇用職員） 視能訓練士（定年前再雇用職員） 医療技術職員（定年前再雇用職員） 公認心理師（定年前再雇用職員） 臨床心理士（定年前再雇用職員） 認定遺伝カウンセラー（定年前再雇用職員）	2級	216,300円
医療職本給表（三）	看護師（定年前再雇用職員） 助産師（定年前再雇用職員） 衛生管理者（定年前再雇用職員）	2級	256,400円
	准看護師（定年前再雇用職員）	1級	236,100円

別表第2（第7条関係）

本給表	職務の級	調整基本額
一般職本給表（一）	1級	5,600円
	2級	6,500円
	3級	7,700円
	4級	8,200円
一般職本給表（二）	1級	5,800円
医療職本給表（二）	2級	6,500円
医療職本給表（三）	1級	7,100円
	2級	7,700円

別表第3（第7条関係）

附属学校教員の義務教育等教員特別手当の月額

本給表	職名	職務の級	月額
教育職本給表（二）	主幹教諭（定年前再雇用職員）	特2級	11,300円
	教諭（定年前再雇用職員）	2級	9,700円
	養護教諭（定年前再雇用職員）		
教育職本給表（三）	主幹教諭（定年前再雇用職員）	特2級	11,300円
	教諭（定年前再雇用職員）	2級	9,700円
	養護教諭（定年前再雇用職員）		